

鴨川市定期予防接種負担金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和5年3月31日

鴨川市長 長谷川 孝夫

鴨川市告示第45号

鴨川市定期予防接種負担金交付要綱の一部を改正する告示

鴨川市定期予防接種負担金交付要綱（平成24年鴨川市告示第53号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「(20歳未満の者を対象とする定期の予防接種に限る。)」を「又は予防接種済証の写し」に改める。

別記様式中「(サーバリックス・ガーダシル)」を削り、「(20歳未満の者を対象とする定期の予防接種に限る。)」を「又は予防接種済証の写し」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。